

2019年7月23日

消費税の引き上げに伴う旅客運賃の改定申請について

高尾登山電鉄株式会社

高尾登山電鉄株式会社(本社:東京都八王子市高尾町、社長 船江栄次)では、昨日7月22日(月)関東運輸局長あてに鉄道事業(ケーブルカー)の旅客運賃変更認可申請を行いました。

1. 申請理由

2019年10月1日から消費税率8%から10%に引き上げられることに伴い、当社におきましても、運賃に消費税率引き上げ相当分を転嫁させていただくため、このたび 関東運輸局長に鉄道事業の旅客運賃変更認可申請をいたしました。

2. 申請運賃

普通旅客運賃(清滝駅～高尾山駅)

	現 行	改 定
大 人 片道	480円	490円
小 児 片道	240円	250円

※往復乗車券などの割引運賃につきましては、本申請の認可後に改定の届出を行う予定です。割引運賃を含めた運輸収入全体として、消費税率改定の範囲内である108分の110(1.852%)以内の改定率となるよう改定させていただきます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

3. その他

観光リフトに関しましては本申請および届出の対象外でございますが、ケーブルカーと併せての運賃改定を予定しております。

また、この資料は八王子市役所内記者クラブに本日お届けいたしました。

お問い合わせ先	高尾登山電鉄株式会社 総務部 経理課 電話 042-661-4151 問合せ時間 8:30～16:30
---------	--